



鳥取県公報

平成 20 年 9 月 16 日 (火)
第 8 0 2 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定代理納付者の指定 (628) (指導管理課) 2
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (629) (〃) 2
	介護保険法施行令による調査員養成研修機関の指定 (630) (長寿社会課) 2
	県営住宅の水道及び下水道の施設の利用に係る使用料の徴収及び収納の事務の委託 (631) (住宅政策課) 2
	保安林の指定の解除予定 (632) (森林保全課) 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (633) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	障害者自立支援法による指定相談支援事業者の事業所の変更の届出 (634) (〃) 3
◇ 公 告	採石法の規定に基づく採取計画の変更の認可 (治山砂防課) 4

告 示

鳥取県告示第628号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納入させる歳入	歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社	東京都港区六本木六丁目10-1	インターネットを利用して納付する「鳥取県こども未来基金」への寄附金	平成20年12月1日から平成21年3月31日まで

鳥取県告示第629号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人を廃止したので、告示する。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住所	名称
平成20年9月12日	西伯郡大山町御来屋932	米子信用金庫御来屋支店

鳥取県告示第630号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の7第1項の規定に基づき、調査員養成研修を行う者を指定したので、同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	業務を行う事務所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人未来	倉吉市宮川町188-9	倉吉市宮川町188-9	平成20年9月5日

鳥取県告示第631号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、平成20年度における鳥取県営住宅の水道及び下水道の施設の利用に係る使用料の徴収及び収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
特定非営利活動法人パーソンズサポート
- 2 委託期間
平成20年8月29日から平成21年3月31日まで

鳥取県告示第632号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町本郷字鍛冶屋原ノ上ミ1851の12、1851の15から1851の17まで(以上4筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第633号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成20年9月16日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人 祥和会	西伯郡南部町 福成3293	サポートセンターな ごみ	西伯郡南部町福成1013 -21	居宅介護、重 度訪問介護、 行動援護	平成20年8月 1日

鳥取県告示第634号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者から当該指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成20年9月16日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人 祥和会	西伯郡南部町 福成3293	サポートセンターなご み	西伯郡南部町福成1013-21	平成20年8月1日

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成20年9月16日

鳥取県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町 北三丁目468	鳥取市三津字大 浜ノ二1145外23 筆 (9,966平方メ ートル)	砂（45,329立方 メートル）	平成20年8月19日 から平成21年6月 5日まで	平成20年8月19日